

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

11月10日（木）

○開会及び開議	5
○諸般の報告	5
○議席の一部変更及び指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第 3号 専決処分の報告について	6
○報告第 4号 令和4年度定例監査結果報告	6
○報告第 5号 例月出納検査結果報告	6
○報告第 6号 例月出納検査結果報告	6
○管理者の挨拶	9
○議案第16号 令和3年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算	10
○議案第17号 令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算	10
○会議時間の延長	31
○議案第18号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	31
○議案第19号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	31
○議案第20号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する等の条例	34
○議案第21号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について	36
○一般質問	36
○閉 会	40

大里広域市町村圏組合告示（乙）第36号

令和4年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年11月2日

大里広域市町村圏組合

管理者 小林 哲也

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和4年11月10日（木）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	新島	一英	議員	2番	小島	正泰	議員
3番	守屋	淳	議員	4番	野澤	久夫	議員
5番	黒澤	三千夫	議員	6番	須永	宣延	議員
7番	小林	一貫	議員	8番	大山	美智子	議員
10番	今井	慶一郎	議員	11番	三田部	恒明	議員
12番	柴崎	重雄	議員	13番	馬場	茂	議員
14番	石川	克正	議員	15番	仲田	稔	議員
16番	権田	孝史	議員	17番	吉澤	康広	議員

不応招議員（1名）

9番 森 新一 議員

○会 期 11月10日

○議事日程

日程第 1 議席の一部変更及び指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 (報告第 3号) 専決処分の報告について(大里広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例及び大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例)

(報告第 4号) 令和4年度定例監査結果報告

(報告第 5号) 例月出納検査結果報告(令和3年度2月分及び3月分、出納整理期間4月分及び5月分)

(報告第 6号) 例月出納検査結果報告(令和4年度4月分から8月分まで)

(報告～了承)

日程第 5 管理者の挨拶

日程第 6 (議案第16号) 令和3年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

(議案第17号) 令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算
(上程～採決)

日程第 7 (議案第18号) 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(議案第19号) 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)

(上程～採決)

日程第 8 (議案第20号) 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する等の条例

日程第 9 (議案第21号) 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

(上程～採決)

日程第10 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

1番 新 島 一 英 議員 2番 小 島 正 泰 議員

3番	守屋	淳	議員	4番	野澤	久夫	議員
5番	黒澤	三千夫	議員	6番	須永	宣延	議員
7番	小林	一貫	議員	8番	大山	美智子	議員
10番	今井	慶一郎	議員	11番	三田部	恒明	議員
12番	柴崎	重雄	議員	13番	馬場	茂	議員
14番	石川	克正	議員	15番	仲田	稔	議員
16番	権田	孝史	議員	17番	吉澤	康広	議員

○欠席議員（1名）

9番 森 新一 議員

○説明のための出席者

管理者	小林	哲也
副管理者	小島	進
副管理者	峯岸	克明
事務局長	三友	孝二
事務局次長兼 総務課長	大屋	孝成
介護保険課長	柏木	純一
業務課長兼 熊谷衛生センター所長	福島	英樹
建設準備課長	清水	保之

○事務局職員出席者

副課長	井上	努
主査	鈴木	学
主査	北根	典和
主任	里見	悠佑

午後 2時01分 開 会

△開会及び開議の宣告

○須永宣延議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和4年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

△諸般の報告

○須永宣延議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりです。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1つ、本日の議事日程、1つ、一般質問発言通告書、以上2件であります。

△議席の一部変更及び指定

○須永宣延議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び指定、本件を議題といたします。

熊谷市から選出されておりました福田勝美議員の後任として、小林一貫議員が就任されました。

また、寄居町から選出されておりました津久井康雄議員の後任として、吉澤康広議員が就任されましたので、御了承願います。

議席につきましては、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

7番、大山美智子議員、8番、森新一議員の議席を1つずつ繰り下げます。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり議席の一部変更を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

次に、新たな組合議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。

7番 小 林 一 貫 議 員 17番 吉 澤 康 広 議 員

以上のとおり指定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

△会議録署名議員の指名

○須永宣延議長 次、日程第2、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

16番 権田孝史 議員

17番 吉澤康広 議員

以上の議員にお願いいたします。

△会期の決定

○須永宣延議長 次、日程第3、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 令和4年度定例監査結果報告

報告第5号 例月出納検査結果報告

報告第6号 例月出納検査結果報告

○須永宣延議長 次、日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（大里広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例及び大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例）から報告第6号 例月出納検査結果報告（令和4年度4月分から8月分まで）、以上4件を一括議題といたします。

4件について質疑等ありましたら、お願いいたします。

○8番大山美智子議員 4号についてお願いいたします。

最初に、資料ナンバー2のページ2です。6のところ、監査の結果、収入事務、また財産管理については、指摘事項はないというふうにありました。軽微なものについては、監査の実施の際に口頭で改善の指導を行ったとした上で、(2)の支出事務、また(3)の契約事務、(5)、その他については、適正に文書収受がされていないものがあり、文書管理規程に基づき適正に事務処理を行

うべきである、そういう旨の指摘がありました。それぞれについてですけれども、適正でなかった内容と、また監査日が9月29日、また10月4日ということで、まだ日がたっていないけれども、どのような対応されたのか。そして、今後の進め方についてお願いいたします。1つずつのほうがよろしいでしょうか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、大山議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、適正でなかった内容でございますが、支出事務、契約事務及びその他で共通でございますが、收受した文書、提出を受けた文書の收受事務が適正でなかったということでございます。具体的に申し上げますと、收受する文書は、收受印を押印しまして、その次に文書收受簿に記入しまして、それにより文書番号を採ります。收受印のところに番号を記載するという一連の文書事務がでございます。そちらの文書收受事務について省略している文書が、そういう事例が見られましたので、このような指摘をしたところでございます。

その次に、どのような対応をしたかについてでございますが、監査委員から定期監査の監査報告という形で結果が出て指摘してございますので、その指摘事項を対象の課に通知いたしまして、文書事務の是正を求めているところでございます。今後、対象課から是正した旨の通知が監査委員にきた場合は、監査委員がこの措置の内容を公表するという手続をするところでございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 ありがとうございます。今、途中であるということでお話がありましたけれども、引き続きお願いします。

資料ナンバー2のページ3ですけれども、7のところに意見、前回監査で指摘した事項については、おおむね改善をされたけれども、業務の基本である文書收受について、組織として実効性のある運用に配慮すべきであるということで意見が述べられています。組織としてどのような改善を図ろうとしているのか。また、もう4年度が始まっていますので、4年度の文書についても見直しや改善策についてお願いいたします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、大山議員の質問にお答えいたします。

最初に、監査委員の指摘に対しまして、指摘事項の措置について報告するように求めていることは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その段階で各所属においてはこのような不適正な事務があったことを共通認識するように各課で認識してもらうような形でお願いしているところでございます。

また、今後につきましては、文書收受事務の適正を期すために、各所属に文書主任といたしまして、その課の文書について適正を課す役目を負う職員を配置してございまして、そちらの職員に各課の收受事務を徹底するように今後周知していきたいと考えてございます。そのような形で文書收受事務の適正を期したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次、よろしいでしょうか。2年度の決算の質疑のときに、(3)の契約事務の指摘事項については、布付きのマットレスや非金属のタイヤチェーン、またアコーディオンカーテン等の処分委託について、随意契約を超えた金額で契約して、今後は監査の指摘のとおり競争入札によって処分を行うというふうになりました。随意契約のガイドラインについては、ごみ処理施設に特化したガイドラインを現在作成中というふうになっていたのですけれども、ガイドラインはできたのでしょうか。お願いいたします。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 大山議員さんの質疑にお答えいたします。

ガイドラインは、令和2年度に監査委員さんから御指摘を受けまして、2年度中に策定いたしました。それに基づきまして、3年度、4年度と業務を執行しております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 もう一点お聞きします。

2年度の決算のときの質疑ですけれども、備品台帳については、現在整備に向けて作業を行っているというふうにあったのですけれども、その当時の備品台帳はもう整備されたと思うのですけれども、現在もその状態は続いていますでしょうか。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、備品台帳の整備に関する御質疑でございますが、お答えいたします。

令和2年の決算のときに御指摘いただいた備品台帳の整備でございますが、令和3年度中に全て備品台帳を整備いたしまして、今後備品管理の適正を期していきたいというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第3号 専決処分の報告について（大里広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例及び大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例）から報告第6号 例月出納検査結果報告（令和4年度4月分から8月分まで）、以上4件について、報告のとおり了承することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、報告第3号から第6号まで、以上4件はいずれも報告のとおり了承することに決定いたしました。

△管理者の挨拶

○須永宣延議長 次、日程第5、管理者の挨拶。

小林管理者、お願いいたします。

○小林哲也管理者 改めまして、皆さんこんにちは。管理者の小林哲也でございます。開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、令和3年度の歳入歳出決算を初め当面する諸案件につきまして御審議いただけますことは、広域行政の進展にとりまして誠に喜ばしく、感謝を申し上げます。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、本年度上半期は合計約6万3,814トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、マイナス639トン、1%の減となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、本年度上半期の大里広域クリーンセンターへの搬入量は約4,093トンで、前年比マイナス574トン、12.3%の減となっております。

また、次期ごみ処理施設の整備につきましては、現在、新施設整備に向けたPFI等導入可能性調査、建設候補地での環境影響評価に係る現地調査及び地質調査等の業務を進めているところです。

次に、介護保険事業でございますが、本年上半期の介護認定審査会の審査件数は6,741件で、昨年同時期と比較いたしますと578件の増加となっております。また、今年度は、第8期介護保険事業計画の2年度目でございますが、現在計画に沿って事業を進めております。今後も、より効果的な運営を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、今定例会に提案いたします議案につきまして概要を申し上げます。初めに、議案第16号は、令和3年度一般会計歳入歳出決算、議案第17号は、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。令和3年度決算につきましては、厳しい財政状況の下での事業運営でございましたが、事務執行に当たりまして経費の節減に努めるとともに、効率的な運営を行い、健全財政を維持することができたものと考えております。

なお、本決算につきましては、監査委員さんの慎重なる審査をいただき、貴重な御意見をいただいておりますので、これを尊重してまいりたいと存じます。

次に、議案第18号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）は、各ごみ処理施設における電気料金等の光熱水費の補正及びごみ処理施設の運転管理業務委託及び資源回収業務委託に係る債務負担行為についての補正でございます。

次に、議案第19号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）は、令和3年度の介護給付費等の額の確定に伴う国、県負担金等の返納金等の補正でございます。

次に、議案第20号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する等の条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の引上げに係る関係条例の整備を行うものでございます。

最後に、議案第21号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任については、津久井康雄監査委員が6月3日をもって組合議員を辞職されたことにより、新たな監査委員を選任するものでございます。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げますので、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

以上でございます。

○須永宣延議長 ありがとうございます。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

△議案第16号 令和3年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算

議案第17号 令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出
決算

○須永宣延議長 次、日程第6、議案第16号 令和3年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び議案第17号 令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、以上2件を一括議題といたします。

2件について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 ただいま議題となりました議案第16号及び議案第17号につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第16号について御説明いたしますので、表紙にナンバー5と表示のあります大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

3ページをお願いいたします。議案第16号 令和3年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

歳入決算額は42億7,487万1,682円、歳出決算額は39億7,974万2,834円、歳入歳出差引残額は2億9,512万8,848円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から予算現額41億9,542万1,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の42億7,487万1,682円でございます。不納欠損額、収入未済額は、ともにございません。一番右、予算現額と収入済額との比較では、7,945万682円、収入済額が多い結果となりました。この要因は、2款使用料及び手数料のごみ処理手数料がコロナ禍の影響により減少した一方で、5款諸収入の物品売払収入が有価物の売却価格の上昇を受け増加したことに伴うものでございます。

次に、6ページ及び7ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から予算現額41億9,542万1,000円に対し、支出済額は39億7,974万2,834円で、執行率は94.86%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の2億1,567万8,166円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明いたしますので、表紙にナンバー6と表示のあります大里広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、歳出から申し上げますので、6ページ及び7ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開きの左にございます款、項、目の欄と、見開き中央部の左側にございます事業名欄、また必要に応じて、事業名欄の右側の節の欄や見開きの右端にございます備考欄により御説明申し上げます。

初めに、1款議会費は、議会運営に要する経費でございます。令和3年度は、定例会を2回開催いたしました。

次に、2款総務費の事業名、人件費は、次の8ページ及び9ページにわたりますが、管理者、副管理者並びに事務局長、次長を含む総務課の常勤職員6名分の給与等並びに会計年度任用職員2人分の報酬等でございます。

8ページ及び9ページをお願いします。事業名、事務局費は、組合事務局の運営経費で、システム使用料や事務機器借上料などの事務経費のほか、曙町事務所の維持管理経費が主なものでございます。

一番下の公平委員会費と次の10ページ及び11ページの監査委員費は、それぞれの委員等の報酬などでございます。

次に、3款衛生費は、可燃物及び不燃物処理施設の管理運営経費が主なものでございます。

このうち、1項清掃費、1目清掃総務費は、本組合が行う一般廃棄物処理事業の総括的な経費で、事業名、人件費は、業務課及び各センター職員12人と、建設準備課職員5人、計17人分の給与等並びに会計年度任用職員6人分の報酬等でございます。

12ページ及び13ページをお願いいたします。事業名の上の管理運営経費でございますが、10節需用費の備考欄の上から4番目の施設補修費は、可燃物処理3施設の緊急を要する修繕等の経費でございます。

14節工事請負費は、可燃物処理3施設の主要設備に係る改修等の経費でございます。

その下の18節負担金、補助及び交付金の備考欄の一番下の交付金は、事業系一般廃棄物の処理手数料を、ごみ焼却施設が立地する熊谷市及び深谷市に対し、立地交付金として交付したものでございます。

その下の24節積立金は、施設の大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため設置をしているご

み処理施設整備基金に積立てを行ったものでございます。

次に、事業名の下、次期処理施設建設準備事業は、次の14ページ及び15ページにわたりますが、次期ごみ処理施設の建設準備に要する経費でございます。

このうち、15ページに参りまして、12節委託料の備考欄の上の委託料は、ごみ処理施設整備基本設計の策定、環境影響評価調査計画書の作成及び土壌汚染調査業務に係る業務委託料でございます。

その下の計画策定委託料は、令和2年度からの2か年で実施したごみ処理施設整備基本構想の策定に係る業務委託料でございます。

次の2目熊谷衛生センター費からは、可燃物及び不燃物の各処理施設の管理運営経費となります。

初めに、2目熊谷衛生センター費の事業名、管理運営経費でございますが、10節需用費の備考欄中、一番上の消耗品費は、施設の管理運営に必要な消耗資材等の購入が主なものでございます。

上から3番目の光熱水費、その下の燃料費、一番下の薬剤等購入費は、主に施設の運転に必要となります電気、水道の使用料やごみの燃焼に必要な燃料、排ガス中の有害物質の除去等のための薬剤等の購入でございます。

同じく備考欄中、下から2番目の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、一番下の12節委託料の備考欄の一番上の委託料は、焼却灰等のセメント原料としての資源化や環境分析のための業務委託料でございます。

その下の管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理や焼却灰の太平洋セメント株式会社熊谷工場への運搬のための業務委託料でございます。

その下の保守委託料は、各設備の正常な機能を保つための保守点検等の業務委託料でございます。

16ページ及び17ページをお願いいたします。3目深谷清掃センター費及び、18ページ及び19ページに参りまして、4目江南清掃センター費は、それぞれの施設で若干の差異はございますが、支出内容は熊谷衛生センターと同様、施設の管理運営に要する経費でございます。

次に、18ページ及び19ページの5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費は、次の20ページ及び21ページにわたりますが、10節需用費のうち、21ページに参りまして、備考欄の一番上の施設補修費は、破碎機のハンマーの交換やローターディスクの補修のほか、各設備の修繕に係る経費でございます。

一番下の施設その他修繕料は、小規模な緊急修繕や各機器の部品交換等の経費でございます。

次に、12節委託料の備考欄の一番上の委託料は、中間処理により発生した再資源化できない残渣等の処分について、外部の処理施設等へ処分委託したものでございます。

その下の管理運営委託料は、施設の運転管理及び有価物回収のための業務委託料でございます。

次に、4款公債費は、次の22ページ及び23ページにわたりますが、可燃ごみ処理3施設の長寿命化施設整備事業の財源として、平成28年度から30年度までに借り入れた組合債の償還経費でござい

ます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、4ページ及び5ページをお願いいたします。説明の順序といたしまして、上の欄に見出しがございますが、見開きの左端にございます款、項、目の欄と、見開き中央部の節の欄、また必要に応じて見開きの右端にございます備考欄により御説明申し上げます。

初めに、1款分担金及び負担金は、構成市町からの負担金でございます。このうち1項負担金、1目1節事務費負担金は、議会や事務局の運営等の経費に充てるための負担金でございます。

その下の2目衛生費負担金、1節清掃費負担金は、備考欄に3種類の負担金がございますが、各事業の経費に充てるための負担金でございます。

次の2款使用料及び手数料の備考欄のごみ処理手数料は、可燃物処理施設で受け入れた事業系及び家庭系の一般廃棄物の処理手数料でございます。

次の3款財産収入の1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、各基金の預金利子でございます。

次の4款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次の5款諸収入の備考欄の上の物品売払収入は、大里広域クリーンセンターに搬入され分別処理した金属やペットボトル等の有価物の売払収入でございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号について御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー5、歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。9ページをお願いいたします。議案第17号令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。歳入決算額は326億8,746万8,304円、歳出決算額は320億5,723万2,247円、歳入歳出差引残額は6億3,023万6,057円で、この全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、10ページ及び11ページをお願いいたします。歳入の決算状況でございますが、表の一番下、歳入合計欄の左から、予算現額330億275万9,000円に対し、調定額は329億170万5,650円、収入済額は326億8,746万8,304円でございます。不納欠損額は7,484万1,020円、収入未済額は1億3,939万6,326円で、これは介護保険料の未納等によるものでございます。

一番右、予算現額と収入済額との比較では3億1,529万696円、収入済額が少ない結果となりました。この要因でございますが、保険給付費の支出が見込みより低い伸びにとどまったことに伴い、財源の一部である国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が減額となったことなどに伴うものでございます。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。歳出の決算状況でございますが、表の一番下、歳出合計欄の左から、予算現額330億275万9,000円に対し、支出済額は320億5,723万2,247円で、執

行率は97.14%でございます。翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の9億4,552万6,753円でございます。

続きまして、決算の主な内容について御説明いたしますので、先ほど御覧いただきました資料ナンバー6の事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。初めに、歳出から申し上げますので、32ページ及び33ページをお願いいたします。1款総務費の事業名の上の人件費は、介護保険業務を担当する常勤職員23人分の給与等及び会計年度任用職員27人分の報酬等でございます。

その下の事業名、介護保険業務経費は、次の34ページ及び35ページにわたりますが、介護保険事務全般に係る経常的な事務経費で、介護保険システム使用料や事務機器借上料などが主なものでございます。

34ページ及び35ページをお願いいたします。事業名の上の賦課徴収経費は、第1号被保険者に係る介護保険料の賦課及び徴収の経費でございます。

その下の事業名、滞納処分経費は、介護保険料の未納者に対する督促状及び催告書の発送や電話催告業務委託などの徴収経費でございます。

36ページ及び37ページをお願いいたします。事業名の一番上、認定審査会経費は、介護認定審査委員への報酬を初めとした審査会の運営に要する経費でございます。

次の事業名、認定調査業務経費でございますが、11節役務費の備考欄の一番下の手数料は、要介護度の認定資料作成に必要となる主治医意見書の作成手数料でございます。

その下の12節委託料の調査委託料は、外部の事業者にて認定調査を委託したものでございます。

38ページ及び39ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定を受けた要介護者が利用した介護サービスに対する給付費でございます。

このうち、事業名の一番上の居宅介護サービス給付事業の備考欄の一番上のサービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の在宅介護に係る給付費で、その下の福祉用具購入費及びその下の住宅改修費は、それぞれのサービスの利用に対し、費用の一部を給付、その下のサービス計画費は、ケアプランの作成費用に対する給付でございます。

次の事業名、地域密着型介護サービス給付事業は、グループホームや小規模多機能型居宅介護等のサービスに係る給付でございます。

次の事業名、施設介護サービス給付事業は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等への入所に係る給付でございます。

次に、項に戻りまして、一番下の2項介護予防サービス等諸費は、次の40ページ及び41ページにわたりますが、要支援1または要支援2の認定を受けた要支援者が利用した介護予防サービスに対する給付費でございます。

40ページ及び41ページをお願いいたします。このうち、事業名の一番上、介護予防サービス給付

事業及びその下の地域密着型介護予防サービス給付事業は、要支援者を対象としたそれぞれのサービスに対する給付でございます。

次に、項に戻りまして、4項高額介護サービス等費は、次の42ページ及び43ページにわたりますが、介護サービスを受けた際の自己負担額が所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、利用者の負担軽減を図るため、超過分を給付するものでございます。

42ページ及び43ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯内で医療費と介護サービス費に係る自己負担分を合算した額が、所得区分に応じて設けられた限度額を超える場合、医療、介護の両保険から超過分を給付するもので、介護保険からの支出分でございます。

次の6項特定入所者介護サービス等費は、次の44ページ及び45ページにわたりますが、低所得の方の負担軽減を図るため、所得に応じて設けられた食費及び居住費の負担限度額を超える場合、超過分を給付するものでございます。

44ページ及び45ページをお願いいたします。3款地域支援事業費は、48ページ及び49ページまでにわたりますが、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に介護予防サービスの提供を行うとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能の強化を主な目的としております。なお、事業の多くは、各市町の高齢者保健福祉施策に位置づけられ、構成市町が主体となり企画及び運営を行っており、組合では本特別会計において予算の執行を行っております。

それでは、地域支援事業費の各事業につきまして御説明いたしますので、44ページ及び45ページをお願いいたします。事業名の一番上の介護予防・生活支援サービス事業は、要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減もしくは悪化防止のための訪問及び通所等のサービスに係る経費でございます。

次の事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者のケアプランの作成費用に対し、地域包括支援センターに負担するものでございます。

事業名の一番下、一般介護予防事業は、次の46ページ及び47ページにわたりますが、介護予防知識の普及啓発等を図るため、全ての高齢者を対象とした介護予防教室などを実施するための経費でございます。

46ページ及び47ページをお願いいたします。事業名の一番上、包括的支援事業は、高齢者の暮らしをサポートするため、専門家による窓口相談を行う地域包括支援センターに係る経費で、12節委託料の備考欄の上の委託料は、センターを運営する社会福祉法人等への委託料でございます。

次の事業名、任意事業は、構成市町が介護者等に対し、地域の実情に応じた支援を実施するもので、12節委託料は、配食サービスや見守り事業等の委託経費でございます。

事業名の一番下、在宅医療・介護連携推進事業は、次の48ページ及び49ページにわたりますが、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、

医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

48ページ及び49ページをお願いいたします。事業名の一番上、生活支援体制整備事業は、在宅生活の中で支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、その担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

次の事業名、認知症総合支援事業は、保健医療、福祉の専門チームにより、早期診断、早期対応を行う認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。

次に、4款基金積立金でございますが、前年度繰越金の一部等を介護保険給付費準備基金に積立てを行ったものでございます。

次に、5款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金のうち、50ページ及び51ページに参りまして、2目償還金は、前年度の保険給付費等の額が確定し、精算の結果、国、県、支払基金及び構成市町へ返納したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻りまして、26ページ及び27ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、1節現年賦課分と2節滞納繰越分を合計して、調定額76億3,546万274円に対し、収入済額は74億2,182万7,428円で、収納率は97.2%でございます。

なお、2節滞納繰越分の備考欄の下から2番目の不納欠損額は、介護保険法の規定に基づきまして、時効の成立した保険料について不納欠損処理をしたものでございます。

次の2款分担金及び負担金、1項負担金は、構成市町からの負担金でございます。

このうち、一番上の1目介護保険負担金は、保険給付費の12.5%に相当する金額、その下の2目事務費等負担金は、人件費、介護保険業務経費及び介護認定審査会等の経費に係る負担金、その下の3目と4目の地域支援事業負担金は、それぞれ構成市町で実施した事業に係る負担金でございます。

その下の5目低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料の軽減に係る負担金で、国、県、市町村が全額を負担し、組合では構成市町を通じ受け入れるものでございます。

次の3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等サービス分が15%、その他のサービス分が20%でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金は、全国の保険者の財政格差の調整を行うための交付金で、第1号被保険者における後期高齢者加入割合や所得状況などに応じて交付されるものでございます。

28ページ及び29ページをお願いいたします。国庫補助金の続きとなりますが、一番上の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の20%を基本に、調整交付金の交付割合が加算されます。

その下の3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の38.5%でございます。

1つ飛びまして、5目保険者機能強化推進交付金は、地域包括ケアシステムの強化を目的に付与される財政的なインセンティブとして、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金でございます。

その下の6目介護保険保険者努力支援交付金は、先ほどの保険者機能強化推進交付金と同様の趣旨により、介護予防や健康づくり等に資する取組を支援するための交付金でございます。

次に、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付割合は保険給付費の27%でございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち介護予防事業・日常生活支援総合事業に対する交付金で、交付割合は事業費の27%でございます。

次の5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する負担金で、負担割合は施設等の分が17.5%、その他の分は12.5%でございます。

その下の2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防及び生活支援に係る交付金で、交付割合は事業費の12.5%でございます。

その下の2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、地域包括支援センターの運営や配食サービス等の事業に対する交付金で、交付割合は事業費の19.25%でございます。

30ページ及び31ページをお願いいたします。7款繰入金でございますが、介護保険給付費に係る第1号被保険者保険料の不足額に充てるため、介護保険給付費準備基金から繰り入れたものでございます。

次の8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最後に、9款諸収入でございますが、2項雑入、1目1節第三者納付金は、交通事故等の第三者行為を原因とした介護サービスの利用に給付を行った後、その給付費を加害者に請求し、納付されたものでございます。

その下の2目返納金は、介護給付適正化の取組等による事業所からの返納金でございます。

なお、返納金の一部に収入未済がありますが、今後分納による返還計画に基づき返納をいただく予定でございます。

以上で議案第16号及び議案第17号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提出者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休 憩

午後 3時12分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

これより2件に対する質疑に入ります。

○8番大山美智子議員 資料ナンバー7のページ8、9ページです。監査委員の一般会計のほうからですけれども、監査委員の審査意見に可燃ごみの処理について、今後も安定した施設の管理運営を望むものである。そしてまた、焼却施設周辺住民の生活環境にも配慮されるとともに、施設の従事者やごみ搬入者に対しての事故防止については、万全な安全対策を徹底されたい。そして、ごみ処理施設の老朽化対策は、地域の環境・衛生問題に直結して、住民の快適な住環境を確保する意味で極めて重要。新施設の整備に向けて、地域住民の理解を得ながら着実に事務事業を執行されたいというふうにあります。意見のところに、地域住民の理解を得ること及び住民の快適な住環境を保つよう述べられていますけれども、執行部として具体的にどのような配慮をされているのか。前回も聞いたと思うのですけれども、また現在どのような配慮をされているのか。

そして、新センターの建設に伴う3年度の地元説明会で出された主な意見はどのようなものがあったのか。また、この意見に対してどのように対応しているのかお願いいたします。

○清水建設準備課長 お答えいたします。

1点目の可燃ごみ処理施設の環境への配慮ですが、現工場から排出される排出ガスについては、国及び県条例の基準とは別に、独自に厳しい設計基準に基づき建設し、今日まで安全に運転管理を行っています。また、定期的に排ガス検査を実施しており、検査結果は設計基準値内で推移しております。組合としては、この設計基準を遵守することが地域住民の快適な住環境を守ることに繋がると考えております。

2点目の説明会における意見ですが、CO₂排出量や大気質に含まれる有害物質による健康への影響、交通量の増加などを心配される意見が主なものでした。組合といたしましては、新施設の整備に当たっては、安全、安心な施設とするため、最新の設備を導入し、今以上に厳しい公害防止基準を設定いたします。また、搬入車両がスムーズに敷地内に進入するための方策についても検討し、地域住民の皆様の御理解が得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 御説明ありがとうございます。独自に厳しい基準を設けて、定期的に検査もされているということですので、引き続きよろしく申し上げます。

また、私も地元の説明会に参加させていただいたのですけれども、先ほど言われたように、健康のことを一番心配されていますので、もしできればですけれども、どのような検査をされていて、今厳しい基準でやっていますよとか、そういうことを地域住民の方に知らせていただければ一番いいかなと思いますので、ぜひ御検討もお願いしたいと思います。

次に行ってもよろしいでしょうか。

○須永宣延議長 はい。

○8番大山美智子議員 資料ナンバー5のページ6、7ですけれども、先ほどの職員のことについては御説明がありましたけれども、総務費の人件費や職員体制についてですが、ページ6、7によりますと、会計年度の補助職員報酬、また10、11でも衛生費、人件費、会計年度嘱託職員の報酬、会計年度の補助職員報酬が計上されています。そして、資料6のページ65には人件費が前年度より、わずかなのですけれども、0.23%、また物件費についても1.11%減っています。職員の勤務体制については、市職員、嘱託職員など、別の職員もですけれども、前年度より減っているのかどうかお願いします。

そして、時間外勤務手当の計上が本当に少ないのですけれども、残業というのはあまりないのでしょうか。その状況についてお願いします。

それから、職員の健康管理はできているのでしょうか。その点をよろしく願いいたします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、大山議員の質疑にお答えいたします。

まず、職員の数が減っているかどうかということでございますが、職種ごとにお答え申し上げますと、令和2年度、令和3年度比べまして、正職員につきましては変更はございません。会計年度任用職員、会計年度嘱託職員につきましては、それにつきましては2年度から3年度につきまして2名増加してございます。会計年度補助職員につきましては、変更はございません。

続きまして、時間外勤務手当の計上が少ないが、残業少ないのかという御質問でございますけれども、令和2年度と令和3年度を比べまして、若干時間外の勤務時間数、総務費、衛生費、一般会計につきましては若干減少してございます。時間数、金額ともに減少しているところでございます。

それと、最後の職員の健康管理はできているかという御質問でございますが、職員の健康管理としましては、毎年1度定期的な健康診断及びストレスチェックを実施いたしまして、職員の心身の健康管理に努めているところでございます。また、人間ドックに係る経費を一部補助してございまして、人間ドック受診を職員に推奨しているところでございます。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。職員も会計年度の方が増えているということで、その点については安心いたしました。

次、17号を質問してもよろしいでしょうか。

○須永宣延議長 はい。

○8番大山美智子議員 お願いします。資料ナンバー6のページ67ですけれども、介護度別の認定者数の記載があります。合計で1万8,195人の方が介護認定を受けて、何らかのサービスを受けていると思われまます。介護認定を受けている方は、全高齢者の何%に当たるのか。また、前年度に比べ増えています。先ほども増えているというお話がありました。再度よろしく願いいたします。

また、2年度も質疑をしたわけなのですからけれども、介護度別に利用しているサービス内容についてよろしくお願ひいたします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

最初の御質問でございますが、介護認定を受けている方の割合でございますけれども、全高齢者の16.29%に当たる方が認定を受けております。人数につきましては、前年度と比較いたしまして142人の増でございます。

2つ目の御質問でございますが、介護度別に利用が最も多いサービスを順番に申し上げます。まず、要支援1、通所介護、要支援2及び要介護1から要介護4まで、これらは全て福祉用具貸与が最も多いサービスになっております。最後に、要介護5、こちらは介護老人福祉施設の利用でございます。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 同じ67ページですけれども、介護給付の状況について、給付額の記載がありますけれども、利用者人数についてお願ひします。これも前回お聞きしました。

また、認定を受けているけれども、サービスを利用していない方というのはいらっしゃるのでしょうか。お願ひします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

複数のサービスを利用されている方もいらっしゃいますので、利用人数ではなく延べ件数で申し上げます。また、件数をそれぞれのサービスごとに分けられないサービスもございますので、67ページの表の順番とも異なる場合がございますが、順次申し上げます。

まず、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費37万3,210件。地域密着型介護サービス費2万6,381件。地域密着型介護予防サービス費340件。高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費5万6,275件。高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費2,857件。特定入所者介護サービス費2万3,036件。特定入所者介護予防サービス費18件。施設介護サービス費3万4,791件。最後に、審査支払手数料が43万739件でございます。

続きまして、2点目の御質問でございますが、認定を受けたものの、サービスを利用していない方はいらっしゃいます。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 分かりました。様々な方がサービスを受けていたりしているわけですから、受けたサービスがきちんとできるような状況をつくっていただければというふうに思います。

次ですけれども、資料ナンバー5のページ11です。保険料の不納欠損についてお願ひします。不納欠損額が7,484万1,020円、収入未済額が1億3,879万1,826円の内訳と要因についてお願ひします。

また、保険料の所得階層別の滞納状況についてお願ひします。また、所得階層別の滞納状況からどのような住民の暮らしが見えますかについてお願ひしたいと思ひます。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

まず、不納欠損額の内訳でございますが、階層区別に順次申し上げます。生活保護世帯等の第1所得段階が、不納欠損額が1,230万220円、人数が1,035人。世帯全員の方が非課税である第2段階と第3段階、こちらは合わせまして219万1,650円、122人。世帯課税、本人非課税の階層区分でございます第4、第5段階が2,299万5,650円、人数は774人です。本人課税世帯であります第6から第10段階までが合わせまして3,735万3,500円、人数が865人です。

次に、収入未済額の内訳を申し上げます。同じ区分で申し上げます。第1段階、1,931万2,356円、人数が1,164人。第2、第3段階、294万6,280円、118人。第4、第5段階、3,896万2,391円、901人。第6から第10段階が7,757万799円、人数が1,241人でございます。これらの要因といたしましては、生活困窮や保険料の上昇による支払い困難などが理由に掲げられますが、一部介護保険サービスを今後も利用するつもりはないので支払わないというような制度への不理解から滞納されているケースもございます。

続きまして、滞納状況につきまして、同じ区分に従い御説明させていただきます。第1段階、1,931万2,356円、1,164人。第2、第3段階、294万6,280円、118人。第4、第5段階、4,480万3,312円、901人、第6から第10段階、8,230万6,028円、1,241人となっております。

最後の御質問でございますが、このようなことから、被保険者からの納付相談の際におきまして、生活が苦しく納付が難しいといったような声もございます。その場合には、生活保護を初めとした福祉制度について御案内をさせていただくこともございます。今後も納付相談の際にはお話をよく伺いまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 分かりました。引き続き同じような内容ですけれども、資料ナンバー7のページ7になりますけれども、不用額が約9億4,000万円の主なものについては、保険給付費約7億円で、介護保険事業計画に基づいて、最大利用金額を見込んだけれども、コロナ感染症の拡大の影響でサービス利用が抑制されたものというふうに説明があります。資料ナンバー5のページ13にも、保険給付費のうち、介護サービス等諸費の不用額が6億4,393万1,531円と多くなっています。また、資料ナンバー6の歳出の2、構成比にも、保険給付費が前年度で92.21%から89.88%と、少しですけれども、2.33%減っているというふうに記載があります。

そこでですけれども、不用額が多かった要因については、先ほどからもコロナの影響がとても多いということで御説明がありましたし、私もそういうふうに思います。サービスの利用が抑制された原因というのは、コロナ感染の影響のほかには何が考えられるか。例えばですけれども、先ほど生活が大変で滞納もしているというお話がありましたけれども、そういうことで生活苦でサービスの利用を控えたなどという、そういう声はなかったかどうかお願いします。また、事業所の廃業や休業等の把握については、前回は質疑のときに全部の把握はしていないということで3月議会でもお

聞きいたしました。サービスが抑制されたことで全国でも経営が厳しくなって、休業とかそういうことをされている事業所があるというふうには聞いていますけれども、組合が指定している施設の中ではそういう状況があったのでしょうか。お願いします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

最初の御質問でございますが、コロナ禍におきまして、新型コロナウイルス感染症感染対策のため、当分の間、サービス利用を控えるというような情報はございましたが、コロナ禍におかれましても介護が必要な方は利用されていると思われまして、比較的介護度の軽い方で介護予防などを利用されていた方が感染防止を優先し、利用を控えているケースが多いのではないかと考えられます。そのほかの理由によるものは、特に情報は入っておりません。

2番目の御質問でございますが、本組合が指定する事業者の中で、新型コロナの影響により新規利用者が見込めないことを理由といたしまして休止となりました事業所が地域密着型通所介護事業所において1事業所ございます。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 分かりました。やはり施設を続けていかれないところがあるのだなというふうに思いましたけれども、そこがやめると高齢者の方が利用する施設が少なくなるということで、状況としては大変なのかなというふうに思います。

次の質疑に行きます。よろしいですか。資料ナンバー7のページ8、9ですけれども、監査意見で、第8期介護保険事業計画の3年度は初年度で、住民にとって介護保険制度が身近でより使いやすいものとなるよう努められたいというふうにしています。

また、認定事務についても、高齢化の進展に伴って、申請件数の増加や介護サービスの多様化等による業務量の増加という状況下で審査期間が年々長期化する傾向にあるけれども、業務の外部委託の推進等によって処理の迅速性を確保するなど努められたいというふうに意見が載っています。介護認定審査会は、事務の迅速化や公平、公正な認定を行うために設置されていますけれども、そこで8点お聞きしたいと思いますけれども、最初の2点だけお願いします。

先ほども事務局長からも御説明がありましたけれども、外部委託については、これまでと同じ条件、市外、遠隔地へ外部委託出していると思ったのですけれども、その申請者に限って行っているのか。また、その件数について。

それから、認定審査会の日数については、30年度が42.3日、令和元年度が46日、令和2年度が39.1日かかっていました。3年度末はさらに短縮化の予定ということであったわけですが、最後の3年度と、それから4年度の途中の審査期間はどれくらいかかっているのか。審査期間の目途というのは何日かということを決められているのでしょうか。お願いします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

まず、初めの御質問でございますが、外部委託につきましては市外遠隔地のみ行っているもので

はございません。市内においても民間業者に委託を行っております。そこで、これまでと変化をしたかという点でございますが、これはこれまでと同様で、令和3年度におきましても外部委託の条件は同じとなっております。

件数でございますが、居宅介護支援事業所や介護施設などへの委託が4,133件、大里広域管外や県外などの遠隔地への委託が57件、事務受託法人への委託が769件、合計で4,959件でございます。

2点目の御質問でございますが、令和3年度における申請から認定までの平均所要日数は48.1日となりました。直近の10月におきましては、平均49.2日でございます。

また、審査期間の目安ですけれども、介護保険法におきまして、原則30日以内とされております。以上でございます。

○8番大山美智子議員 最後、49.2日ということで、前回より大分延びてしまったと思いますので、1か月以内ということが目安ということですから、そこに努めていただきたいと思います。

次ですけれども、一定の人数、26人から30人にならないと認定の会議が開かれないということでしたけれども、この人数についてですが、もう少し少なくして早めに認定をするということは考えられないかということに対して2年度のときに、現在のところは検討はしていないというふうにあったと思います。3年度は、1回の件数を少なくして審査会を開くなどの検討というのはされたのでしょうか。

また、認定審査会の委員さんについては140人だと思ったのですけれども、これは変更ないのでしょうか。この人数を増やせないのでしょうか。お願いします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

まず、最初の御質問でございますが、審査会の1回当たりの審査件数につきましては、過去に構成市町の関係団体と協議を行いまして、原則26件、上限としては30件ということで決定した経緯がございます。このようなことも踏まえまして、3年度におきましても対象人数を少なくして審査会を開催するということの検討はいたしておりません。

2点目でございますが、審査委員の人数140人に関しまして、現時点におきましては見直しの予定はございません。ただ、変更することに関しましては、本組合の審査会規則の改正により、対応は可能とはなっております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 分かりました。現在のところは検討していないけれども、規則では変えられるということだと思います。

3年度は、現在は28合議体で行っているわけですが、これを増やすということは、先ほど聞きました、検討はされていないのかということと、それから審査会の委員や合議体を増やすこと、また審査会を開く基準としている一定の件数、26から30でしたけれども、これを1回の審査の人数を減らすということは先ほど規則ということで決められるということでしたけれども、規則を変え

るということはどのようにしたらいいのですか。代表者の方でお話をすればいいのですか。その辺のところをお願いします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

まず、初めの御質問でございますが、28合議体に関しまして、令和3年度におきましても毎月審査可能な件数を超える状況にはなかったことから、見直しの検討は行っておりません。

2点目でございますが、今後の状況により、必要が生じた際には、審査会に御協力をいただいております医師会などの関係団体と協議、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** ぜひ今後協議していただいて、一月、本当期間が長くなっているわけですが、なるべく早くサービスが利用できるようにしてあげていただければというふうに思います。

次させていただきます。資料ナンバー6のページ82、83です。保険料の決算額を前年度比で見ますと6.08%、額では約4億2,500万円増えています。保険料引上げの影響も出ているのか、この要因についてお願いいたします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

第8期計画の策定とともに保険料の見直しを行ってございまして、基準額を5,500円から5,800円に増額したことが主な要因であるほか、第1号被保険者数の人数も増加していることが影響していると考えられます。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 資料ナンバー6のページ84、85です。歳出で基金積立金が前年度約5億1,000万円に対して、令和3年度は約8億7,000万円と71.31%増えています。このことから、3年度、保険料の据置きもできたのではないかとというふうに考えるのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

新型コロナの影響によりまして、給付費の伸びが例年より低く抑えられたことも影響していると考えますが、今後、令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、これまで以上に介護給付費の増大が見込まれますことから、それを支えるための財源と、また今後の介護保険料の急激な上昇を避けるためにも一定程度の余裕を持った財源の確保が必要と考えております。

以上でございます。

○**8番大山美智子議員** 監査の意見のところ、先ほどもちょっと述べましたけれども、介護保険が住民にとって身近な介護保険になるよう努められたいというふうにあったことを紹介しましたけれども、そのためには広域の運営ではなくて単独運営がいいと私は考えているのですけれども、そうしたことについて3年度の中で運営について検討したことはあるでしょうか。また、検討した場合については、その内容についてもお願いいたします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

令和3年度におきまして、検討はいたしておりません。

以上でございます。

○**須永宣延議長** ほかに。

○**11番三田部恒明議員** 何点か伺わせていただきます。

まず、議案第16号でございまして、一般会計歳入歳出決算の事項別明細書の5ページですが、雑入の部分がございまして、こちら有価物の売却の下に、その他の雑入261万6,945円です。こちらについて、ちょっと概略御説明お願い申し上げたいと思います。

○**福島業務課長兼熊谷衛生センター所長** 三田部議員さんの質疑にお答えいたします。

その他の雑入の主なものとしたしまして、まず可燃処理施設から発生します熱を利用したお湯を老人福祉センター別府荘及び江南荘に供給しております。供給したお湯等の水道料金を熊谷市社会福祉協議会から徴収しております。その分が150万円ほどになっております。それ以外に東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故等による賠償金が63万円。それから、焼却ごみとして各焼却施設に搬入された段ボールとか新聞紙の中から資源となりそうなものを売却してございまして、その分が3万円ほどでございます。そういったものの積上げでございます。

以上でございます。

○**11番三田部恒明議員** ありがとうございます。

次、議案の17号に参りますけれども、まず資料のナンバー5の11ページになりますけれども、介護保険特別会計の諸収入の雑入の部分、収入未納金が何なのかなというところで、事務局長から御説明いただきましたので、内容は分かりましたけれども、分納ということで、現在でも全納になっているのですか、それとも一部まだ残金として残っているのか、ちょっとその辺の確認が取れればと思います。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

こちらの60万4,500円でございますが、令和3年度におきまして4事業者からの返納金を見込んでおりましたが、そのうち1事業者からの返還が途中で滞ったものでございます。このことから、今後、収納に向けまして必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**11番三田部恒明議員** はい、分かりました。

それから、資料ナンバー6の27ページでございましてけれども、これは先ほど大山議員からも御質問のあったところなのですが、介護保険料で予算現額に対して9,000万円ほど実際の保険料が減少しています。こちら見込んでいた収納率よりも実際収納率が低かったという御説明なのですが、要は滞納の部分なのですが、こちら監査でも指摘がございまして、所得段階8から10の高所得者層の滞納についてはという記述がございまして、この割合についても大山議員からの質疑の中で、大体

の金額、人数等分かりましたけれども、高額所得者からの未納の理由づけが一番多いケースって何なんですか。

○柏木介護保険課長 お答え申し上げます。

集計を取ってはおりませんが、電話等でのやり取りの中で、先ほど申し上げましたように、今後についても介護サービスを利用するつもりはないからというような理由が主なものではないかと考えられます。なお、第8、第9、第10段階における滞納額の全体に占める割合は13.7%となっております。

以上でございます。

○11番三田部恒明議員 そうすると、やはり監査が指摘するように、この辺の強化は検討しなければいけないなという部分ですね。介護保険がスタートして19年ですかね。あと、時効2年ということもございますので、税負担の公平性の観点からも、ぜひ努力をいただければと思います。

続きまして、ナンバー6の資料の47ページでございますけれども、任意事業費の中の扶助費の部分です。支出済額が予算事業費よりもかなり低くなっています。これはコロナ禍での影響が大だというふうに思いますけれども、概略御説明願えればありがたいなというふうに思います。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

こちらの事業は成年後見制度利用支援事業が対象となっておりますのでございます。以前、本組合におきましては申請対象を市長申立てのみとしておりましたが、令和3年度に要綱を改正いたしまして、市長申立て以外の申請も対象とし、予算額もそれまでよりも多く見積もっていたところ、実際の申請件数がそこまで伸びず、このような差額となったものです。

以上でございます。

○11番三田部恒明議員 分かりました。

最後ちょっと伺います。私事務局長の説明聞き逃したのかも分からないのですけれども、51ページ、償還金の部分です。こちらは国やら県やら、それから構成市町の分担金がございますけれども、そちらの償還というふうに考えてよろしいのですか。確認だけ再度お願いします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

介護保険特別会計におきましては、国・県支出金、支払基金交付金、市町分担金につきまして、一旦概算払いでいただきまして、翌年度、精算する方式としております。こちらの返納金につきましても、令和2年度においてコロナの影響により事業実施が縮小され、その分、返納が多くなっているものと考えております。

以上でございます。

○須永宣延議長 ほかに。

○7番小林一貫議員 2点伺います。

先ほど前の方の関連したところでございますけれども、介護保険の滞納、これが2年間というの

だけれども、短いというのがあります。そしてまた、高額8から10の段階の方で滞納であります
が、2年で終わりということで、これは強制執行というのではなくて、やむを得ないということで
13.7%はいつてしまうのかなということ、まず一つお願いします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

介護保険料につきましては、介護保険法第200条第1項の規定に基づきまして、納期限を2年経過
したときには時効により徴収権が消滅することから、毎年、不納欠損処理を行っております。強制
執行は預金差押え等、必要に応じ行っておるところです。

以上でございます。

○**7番小林一貫議員** 居宅介護サービス費が137億円とありますけれども、これの内容というのはどん
なものなのでしょうか。お願いします。

○**柏木介護保険課長** お答えいたします。

事業名でお答えさせていただきますと、在宅において受けます居宅介護支援、これはケアマネジ
ャーにケアプランを作成してもらうもの、ホームヘルプと言われる訪問介護や訪問入浴介護、訪問
リハビリテーション、そのほかデイサービス、通いとなる通所介護、デイケアと呼ばれる通所リハ、
ショートステイと言われる短期入所その他、このような事業でございます。

以上でございます。

○**7番小林一貫議員** この居宅介護サービス費というのだけれども、車椅子で乗っていく坂路ですか、
そういうのは別なののでしょうか。これには入っていないのでしょうか。

○**柏木介護保険課長** 住宅改修に該当しますので、先ほどの居宅サービスの中に含まれている事業と
なります。

以上でございます。

○**7番小林一貫議員** もう一点すみません。最後です。

この対応をお願いするというか、給付をお願いしている人数というのはどのくらいになっている
のでしょうか。

○**柏木介護保険課長** 申し訳ございません。確認させていただきたいのですけれども、保険料の賦課
の件数、人数でしょうか。それとも、給付サービスを利用する人数でしょうか。

○**7番小林一貫議員** 利用している方。

○**柏木介護保険課長** 申し訳ございません。居宅介護サービスと、それから介護予防サービス、こち
らであれば、トータルになってしまうのですけれども、件数は37万3,210件でございます。

以上でございます。

○**7番小林一貫議員** 全体の何割ぐらいになっています。

○**柏木介護保険課長** 割合ですと72.2%でございます。

以上でございます。

○7番小林一貫議員 先ほど37万人と言いましたけれども。

○柏木介護保険課長 先ほど申し上げましたのは件数になります。複数のサービスを利用する方がおられますので、件数で御説明させていただいたところでございます。

○7番小林一貫議員 対象者は何人でしたっけ。

○柏木介護保険課長 人数を算出するのは難しいため、件数でこのたび算出したものでございます。

○7番小林一貫議員 分かりました。

以上で結構です。

○須永宣延議長 ほかに。

○2番小島正泰議員 大変お疲れさまです。熊谷の小島です。何点か質問させていただきます。

資料ナンバー8番お願いします。こちらに各自治体の可燃ごみの搬入実績ですとかいろいろ載っているのですが、前回の議会の資料と見比べて、大体大差ないなというところの中で、熊谷市の搬入実績は全体の54.36%、深谷市が37.64%、寄居町が7.36%とあるのですが、それが3ページ目です。それを開いていって7ページにいくと、今度は不燃ごみの搬入の実績が出てくるのですが、そこでいくと熊谷市は49.51%、深谷市が41.86%ということで、熊谷市の搬入が5%くらい落ちるのですよね。人口で考えると消費者の消費するようなものというのは開きがあったとしても5%もないと思うのですが、そういった傾向が出てくるというのは何か業者があるのか。どういう理由でこれだけのパーセンテージが違ってくるのかというのが分かれば教えてください。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 小島議員さんの御質疑にお答えいたします。

ごみの傾向というのがなかなか判別が難しいものでございまして、特にクリーンセンターは各市町から収集したものが全部一か所に集められてしまい、その中のものをこの市がどれだけというのは分析することは結構難しく、そのまま破碎とかを始めてしまうものですからそこまでの細かい分析まで判別することが難しい状況になっております。ただ、搬入元が分かるものとしますと小型家電は深谷市さんのほうが収集量が多かったりと、そういう傾向は出てはいますが、ここまでのパーセントを変えるほどの量ではないので、今即答ができない状況でございます。

○2番小島正泰議員 すみません、ちょっと意地悪な質問だったかもしれないので。いずれにしても、数字が出ている以上、何か根拠があるのかなと思ひまして質問させていただきました。

ここからは数字に出ていないところなのですが、先月深谷市さんのほうに大型ショッピングモールとか、アウトレットのほうが開店されたということで大分話題になっていましたが、そちらの商業施設でも大変ごみが出るのではないかなというふうに予想しております。そのごみというのは産廃になると思いますけれども、どちらのほうに持っていかれていて、どのように処理して、安全に処理されているのかなという質問なのですが、お願いします。

○福島業務課長兼熊谷衛生センター所長 小島議員さんの質疑にお答えいたします。

アウトレットモールから出たごみの事業ごみのうち一般廃棄物に値するものは、深谷にある事業

所ですので、深谷の清掃センターに搬入することができます。深谷の清掃センターに入っている主なものというのが紙ごみ、あとは、特にそれ以外ですと、中のごみを見ていただいたところ、紙コップ類、それとプラスチックは産業廃棄物になるので、深谷の清掃センターのほうに搬入できませんので、産廃として独自で処理していただいています。紙ごみ、紙コップ、紙類については、日に大体2トン程度今入っております。ただ、深谷の清掃センターが土日とお休みなものですから、その2日間の分が月曜日にたくさん来ますと、5トンから7トンに増える日もございます。平均しますと大体2トンぐらいということでございます。あと、アウトレットさんのほうで工夫されていて、食物残渣につきましては、寄居町にございます県の資源循環工場内のアイル・クリーンテックのほうで堆肥化をしていると報告を受けております。

以上でございます。

○2番小島正泰議員 了解です。

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので……

○17番吉澤康広議員 吉澤です。議案17号のことで、大山議員、三田部議員の質問等の答弁を聞いていて、ちょっと1点気になったので、質問させていただきます。

介護保険料を不払いの理由の中に、介護サービスを利用するつもりがないから払わないというふうながありました。その方が払わないで、それから何年かして利用したいとなったときにはどのような対処になるのか、その辺を1点伺いたいと思います。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

給付制限という制度がございまして、滞納された期間、あるいは一部支払われた期間などにより計算を行いまして、多くの方は自己負担が1割でございしますが、中には2割、3割という方もいらっしゃるのですが、例えば3割の方がそういう状況に陥ってしまった場合は4割負担、そのほかの場合は3割負担となります。

以上でございます。

○17番吉澤康広議員 そうしますと、確認ですが、これずっとそのつもりで払わないということは、サービスを利用するつもりがないのだとはっきりとそういう意思表示をして全然払わないというふうになったときには、その後、でも利用したくなかったといったときには、3割、4割とかを払って利用するというふうなことになるという理解でよろしいのですか。

○柏木介護保険課長 おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○8番大山美智子議員 議案第17号 令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算に反対して討論を行います。

介護保険制度は、40歳から保険料を支払い、65歳から必要な方が利用できる制度で、家族の介護負担を減らして公的な介護を受けることができるとして始まりました。少子高齢化がますます進み、介護を受ける人の増加により、3年に1度の見直しがされ、令和3年度は第8期の初年度で保険料は引き上げられました。本来は、老後も安心の公的介護として位置づけ、国庫補助金などを増額すべきであると考えますけれども、介護保険料は見直しのたびに引き上がっています。

また、制度の見直しで一番利用の多い要支援1、2の方は、介護保険から外され、それぞれの地方自治体で行う日常生活支援総合事業などの高齢者事業の取組で位置づけられています。地域包括支援センターを中心に事業が取り組まれ、介護認定されなくてもチェックリストで振り分けられ、介護が必要な方が必要な介護を受けにくい制度となりつつあります。

また、広域の組合では28の合議体で認定審査が行われていますが、認定時間がかかり、少なくとも1か月以内にしてほしいなどの声も聞かれています。そして、認定を受けたとしても、入所する施設がすぐには見つけられずに働き盛りの家族等が仕事をやめて親の介護をせざるを得ない、そうしたケースも増えているのが現状のようです。

利用料が高くて本人の年金だけでは足りず、受たい介護を受けられないなど、経済的にも家族の負担となっているケースが少なくありません。包括支援センターの充実強化、必要ときに安心して入所できる施設の整備、国庫補助金の増額で納得のいく保険料と利用料、施設で働くケア労働者の処遇改善など、改善すべき点は多々あると考えます。

監査委員から、第8期介護保険事業計画の初年度で、住民にとって介護保険制度は身近でより使いやすいものとなるよう努められたい。また、認定事務についても、高齢化の進展に伴い、申請件数の増加や介護サービスの多様化等による業務量の増加という状況下で審査期間が年々長期化する傾向にあるが、処理の迅速性を確保するなど努められたいとの意見もあります。

私は、住民にとって介護保険制度が身近でより使いやすいものとなるためには、3市町の広域運営でなくて単独運営にすることが適していると考えています。今後の検討を、また検証をぜひお願いしたいと思います。

以上申し上げまして、反対討論といたします。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第16号 令和3年度大里広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次、議案第17号 令和3年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算、本案について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○須永宣延議長 起立多数であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時11分 休 憩

午後 4時24分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

△会議時間の延長

○須永宣延議長 申し上げます。

会議時間の延長を6時までとしたいと思っておりますけれども、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

したがって、会議時間を午後6時まで延長することに決定いたしました。

△議案第18号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議案第19号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
（第1号）

○須永宣延議長 次、日程第7、議案第18号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第19号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 ただいま議題となりました議案第18号及び議案第19号につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたしますので、表紙にナンバー9と表示のあります一般会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。あわせて表紙にナンバー12と表示のあります参考資料の3ページから5ページまでを

御参照いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条は歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,200万円を追加し、総額を45億5,769万5,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為でございますが、後ほど別表で申し上げます。

次に、予算の内容につきまして歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

3款衛生費、1項清掃費、2目熊谷衛生センター費、3目深谷清掃センター費、4目江南清掃センター費及び5目大里広域クリーンセンター費は、それぞれの管理運営経費におきまして、原油や液化天然ガス等の高騰による電気料金などの上昇に伴い、光熱水費等に不足が見込まれますことから、補正するものでございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、前にお戻りいただき、7ページをお願いいたします。

6款1項1目1節繰越金は、今回の補正の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして申し上げますので、前にお戻りいただき、4ページをお願いいたします。

上段のごみ焼却及び不燃物処理施設運転管理業務委託は、熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センター及び大里広域クリーンセンターに係る運転管理業務委託契約が令和5年3月31日をもって終了いたしますことから、今年度中に契約までの準備行為を完了する必要があるため、今定例会で補正をお願いするものでございます。期間は令和5年度から7年度までの3年間とし、限度額は4施設の3年間の合計で31億1,000万円でございます。

次に、その下の大里広域クリーンセンター不燃物処理施設資源回収業務委託は、委託契約期間が令和5年3月31日をもって終了いたしますことから、今年度中に契約までの準備行為を完了する必要があるため、補正をお願いするものでございます。期間は令和5年度から7年度までの3年間とし、限度額は1億9,200万円でございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー10と表示のあります介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。あわせて表紙にナンバー12と表示のあります参考資料の7ページから10ページまでを御参照いただきたいと存じます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,913万3,000円を追加し、総額を329億2,640万9,000円とするものでございます。

次に、予算の内容につきまして、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業の基金積立金は、今年度の国の保険者機能強化推進交付金等の配分により生じた保険料の余剰金等を基金に積み立てるものでございます。

次に、10ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、事業名、償還金は、令和3年度介護給付費等の額の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、前にお戻りいただき、6ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節保険者機能強化推進交付金と、その下の5目1節介護保険保険者努力支援交付金は、先ほど歳出で御説明いたしましたが、今年度の交付決定を受け、計上するものでございます。

次に、7ページに参りまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、令和3年度の事業費に対する交付額が確定したことから、追加交付を受け入れるものでございます。

次に、8ページに参りまして、8款1項1目1節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第18号及び議案第19号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○須永宣延議長 これより本案に対する質疑に入ります。

○8番大山美智子議員 19号についてお願いします。資料ナンバー10のページ6です。介護保険保険者努力支援交付金が、先ほど御説明ありましたけれども、4,088万5,000円になっていますけれども、交付内訳についてお願いします。

また、この交付金は、全体を推進した結果に基づいて交付されるものということですが、広域組合ではどんなところが評価されたということで認識されているのでしょうか。お願いいたします。

○柏木介護保険課長 お答えいたします。

まず、1点目の御質問でございますが、交付額の市町別の内訳につきまして、熊谷市分が2,052万7,000円、深谷市分が1,667万5,000円、寄居町分が368万3,000円でございます。

続きまして、2点目の御質問でございますが、お尋ねの件に関しまして、自立支援、重度化防止等に資する施策の推進として実施しております介護予防、日常生活支援におきまして、例えば理学療法士による運動機能の向上、あるいは歯科衛生士による口腔機能の向上等を目的とした訪問型サービスの実施ですとか、そのほかの各事業間、あるいは各関係団体間での連携、調整を図る、そのような取組等によるものと認識しております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 了解です。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第18号 令和4年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次、議案第19号 令和4年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

△議案第20号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する等の条例

○須永宣延議長 次、日程第8、議案第20号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

○三友事務局長 ただいま議題となりました議案第20号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する等の条例につきまして御説明いたしますので、表紙にナンバー11と表示のあります第2回定例会議案の1ページをお願いいたします。また、表紙にナンバー12と表示のあります参考資料の13ページが新旧対照表となりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨について申し上げます。本案は、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年年齢の引上げに伴い、60歳以後の任用、給与等の制度が変わることとなりますことから、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案について御説明いたします。議案書1ページの上から6行目、第1条、大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてでございますが、当分

の間、現行の定年年齢に達した職員に係る給料月額が7割となる措置について、地方公務員法第27条第2項に規定されているその意に反する降給とみなすとともに、当該措置を受ける職員に対し、その旨の通知を行うこととする規定を追加するものでございます。

次に、下から7行目の第2条、大里広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の廃止についてでございますが、今回の地方公務員法の改正を受け、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、併せて廃止するものでございます。

次に、附則についてでございますが、この条例の施行日を地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日と同日の令和5年4月1日からと定めるものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

○8番大山美智子議員 お願いします。定年の年齢を引き上げる条例ですけれども、この施行で影響する職員はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

また、改正する等の「等」というのは何を指しているのでしょうか。お願いします。

○大屋事務局次長兼総務課長 それでは、大山議員の質疑にお答えいたします。

この条例の施行で影響する職員はどれくらいいるかという御質疑でございますが、現状ではこの条例の施行で影響を受ける職員はございません。ただし、今後構成市町から派遣される職員の年齢によっては、定年延長に係る対象者となる場合はございます。

それと、もう一点、条例名の改正する等の条例の「等」につきまして、これは何かという御質疑でございますが、この条例、2つの条例を直しておりまして、1つは分限の条例の一部改正、もう一つは再任用の条例の廃止でございます。一部改正と廃止を両方一緒に行っているため、一部を改正する条例のほか、廃止する条例という意味でこの「等」を使っております。

以上でございます。

○8番大山美智子議員 了解です。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第20号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する等の条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

△議案第21号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

○須永宣延議長 次、日程第9、議案第21号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉澤康広議員の退席を求めます。

[17番吉澤康広議員退席]

○須永宣延議長 提出者の説明を求めます。

○小林哲也管理者 それでは、資料ナンバー11の3ページをお開きください。議案第21号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任につきまして御説明申し上げます。

本組合の監査委員でありました津久井康雄氏は、本年6月3日をもちまして組合議員を辞職されましたので、新たに吉澤康広氏を選任いたしたく、本案を提出するものであります。

何とぞ議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

以上です。

○須永宣延議長 これより本案に対する質疑に入ります。

[「なし」と言う者あり]

○須永宣延議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○須永宣延議長 御異議ございませんので、討論を省略することに決定いたしました。

これより本案を採決いたします。

議案第21号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は同意することに決定しました。

ここで、吉澤康広議員の入場を許可いたします。

[17番吉澤康広議員入場]

△一般質問

○須永宣延議長 次、日程第10、一般質問。

7番小林一貫議員より一般質問の通告がなされております。

その前に、副管理者、小島市長さん、公務のため退席させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

これより一般質問を行います。

なお、質問は自席にて行い、再質問からは一問一答方式ですので、よろしくお願ひいたします。

7番小林一貫議員の一般質問を許可します。

○7番小林一貫議員 小林です。それでは、一般質問を行います。

廃棄物の回収においては、事業による生産活動により発生したごみは企業の責任において処理すること、また一般家庭から生活による廃棄物は行政が責任を持って処理するものと法律で決められております。現在、生ごみについては焼却場で処理されておりますが、資源として回収されているものは、鉄類の缶、または瓶、ペットボトル、紙類ということで収集処理されているところであります。

1といたしまして、今回資源として回収されているペットボトルのリサイクルの現状と課題について伺います。

2つ目といたしまして、資源回収における手作業の選別作業の内容と今後の合理化についての見解はどのようなものか伺います。

3つ目といたしまして、人力で選別しております選別作業における作業員の雇用形態というのはどのようなものか伺います。

4つ目といたしまして、大里広域の次期可燃物ごみ処理施設の整備計画の中では、不燃物処理を行っております大里広域クリーンセンターの機能を同一の施設内でまとめて合理化をする考え方はないのかどうか伺いたしたいと思います。

5番目といたしまして、ごみ処理施設の整備基本構想においては、国の交付金を活用し、熱利用の発電施設等の導入や公共施設などへの予熱の供給による計画というのはどのように検討されているか、以上5点でございます。

それから、介護施設の充足について伺います。高齢者が年々増加し、進んでいくわけでございます。介護進捗状況も。1年ごとに進む高齢者の行政支援は必要不可欠であると思っております。市民福祉の向上を旨とする行政にとっては、避けては通れない一つでもございます。

質問1といたしまして、在宅介護からデイサービス、特別養護老人ホーム等へと体調の変化によって利用施設の移行が考えられるところではありますが、介護施設の充足状況及び近年の傾向、現在の施設のバランス等はどのようなものか伺います。

2つ目といたしまして、熊谷市妻沼地区飯塚地内に特別養護老人ホームの増設工事が見られておりますけれども、内容、規模、完成の目途等が分かれば伺いたしたいと思います。

3つ目といたしまして、管内にほかにも同様の施設の工事等は準備されているか。後期高齢者の増加が見込まれている中でございますので、今後の対策等、予定が分かれば伺いたいと思います。

以上です。

○三友事務局長 小林議員さんの御質問1、資源回収について順次お答えいたします。

初めに、ペットボトルの回収状況ですが、過去3年間の回収量と売払い金額は、令和元年度が989.9トン、4,277万6,000円、2年度が980.1トン、3,898万9,000円、3年度が995.9トン、3,633万9,000円です。売払い単価は、再生樹脂の需要により左右されるほか、回収したペットボトルの品質にも大きく影響を受けます。

課題といたしましては、クリーンセンターに搬入されたペットボトルのおよそ3割は、ラベルやキャップが外されていないことから、売払い単価が低く、集積所へのペットボトルの出し方について、より一層の周知を図っていく必要があると考えております。

次に、手選別作業の内容ですが、金属については、磁選機により鉄類とアルミ等に機械的に選別を行っていますが、破碎したガラス瓶の色選別については、作業員の手作業に頼っています。効率化を図る手段として、自動色選別機等を導入する方法もありますが、ガラスの処分は逆有償であるため、導入については、費用対効果など、慎重な検討が必要です。

次に、作業員の雇用形態ですが、これまで直営で行っていたペットボトルの選別作業の委託化について検討したところ、経費や業務管理体制の面で向上が見込まれることから、令和2年度から民間業者に全面委託しております。

次に、次期可燃ごみ処理施設への不燃物処理機能の統合についてですが、統合により建設費や運営費に係るコスト削減の可能性が期待できる一方、建設に必要な用地の確保や施設への搬入車両が集中するなど課題も多いことから、これまで検討を重ねてまいりました結果、可燃ごみ処理施設を単独で整備していくという方針に至ったところです。

なお、大里広域クリーンセンターの各設備についても、経年劣化が進んでいることから、今後施設の更新方法について検討を進めていく予定です。

次に、次期ごみ処理施設の熱利用についてですが、発電設備の設置については、整備費の財源として活用を予定している環境省所管の循環型社会形成推進交付金の交付要件となっていますことから、整備を予定しています。

また、公共施設への余熱供給については、現在、熊谷衛生センターから熊谷市老人福祉センター別府荘へ、また深谷清掃センターから深谷グリーンパーク・パティオに温水の供給を行っており、新施設の整備に当たっては、今後熊谷市が熊谷衛生センター周辺に建設を予定している温水プールを備えた（仮称）アクアピア2や深谷グリーンパーク・パティオに余熱供給を行う予定です。

続きまして、御質問2、介護施設の充足について順次お答えいたします。初めに、施設の充足状況ですが、現在、令和3年度から5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画において、見込

まれるサービス量の推計に基づき、保険給付や施設整備等を進めております。この中で、特別養護老人ホームにおいて入所待機者が発生している状況にあります。特別養護老人ホームなどの大規模な施設は、埼玉県の整備計画に反映された後整備が可能となることから、埼玉県を初め関係機関に働きかけてまいります。

次に、近年の傾向と施設のバランスですが、介護サービスを必要とする75歳以上の高齢者が増加している状況にあることから、施設サービスの需要は今後も増加していくものと考えます。

次に、議員さんお尋ねの施設の工事の内容等ですが、特別養護老人ホームを指定、監督する埼玉県に確認したところ、現在の100床から200床に増床する工事を実施しており、来年3月中に工事が完了する予定とのことでした。

次に、管内における同様の施設ですが、入所定員はそれぞれ異なりますが、当該施設のほかに28施設あり、今後の対策の予定といたしましては、今後の需要の伸びに応じて、埼玉県や構成市町の計画との整合性を図りながら、令和6年度以降の次期計画に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番小林一貫議員 小林です。ただいま答弁をいただきまして、ありがとうございました。要望ま
でいきませんが、所感を述べさせていただきたいと思っております。

ペットボトル3割がキャップが外れていない、あるいはラベルが取っていないという答弁がありましたけれども、これを徹底するのは大変なことに難しいと思われておりますし、リサイクルの先進地では実施しているところもあるようでございますけれども、市民における理解と負担は大変なことになるように想像されます。

また、大里広域市町村圏組合では、焼却可燃物の袋もそんなに統一しないでやっているようでございます。回収方法でございますから、市民に一層の周知を図るという答弁でございましたので、理解をいたしました。

2つ目、次期可燃ごみ処理設備計画はこれからでございますので、最新の設備と効率のよい焼却施設、そしてまたエネルギーの有効活用の可能な建設の御検討をお願いしたいと思っております。

3番目、介護施設の充実においては、老老介護で疲れて介護者が海へ落としてしまったというようなニュースもあるようでございますので、必要な患者にはスムーズな対応ができることをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

以上です。

○須永宣延議長 以上で7番小林一貫議員の一般質問は終了いたしました。

以上で通告された一般質問は終了いたしました。

○須永宣延議長 この際、お諮りいたします。

議会運営委員会におきましては、議会閉会中に次期定例会の会期等について調査をしていただき

たいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中に議会運営委員会において調査をしていただくことに決定いたしました。

△閉会の宣告

○須永宣延議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和4年第2回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会といたします。ありがとうございました。

午後 4時58分 閉 会